

## 第1号議案

### 平成27年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）

平成27年度北はりま消防組合一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ271,052千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,595,058千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年2月19日提出

北はりま消防組合

管理者 加東市長 安田正義

## 北はりま消防組合行政不服審査会条例の制定（要旨）

### 1 制定理由

平成26年6月に公布された行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「改正法」という。）の平成28年4月1日施行に伴い、これまでの行政不服審査制度が抜本的に見直され、公正性の向上等の観点から、審理員制度の導入や行政不服審査会への諮問手続の新設などが整備された。また、地方公共団体においても、審査請求がなされた場合、審査庁に対し、改正法第81条第1項に規定する機関（以下「第三者機関」という。）への諮問を義務付けられたため、当組合においても改正法に基づき、第三者機関である北はりま消防組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を設置することを目的に条例制定を行うもの。

### 2 制定内容

#### (1) 設置（第1条関係）

既存の北はりま消防組合情報公開・個人情報保護審査会を改正法に基づく第三者機関に統合して、審査会を設置することについて規定すること。

#### (2) 組織（第2条関係）

審査会委員の人数について規定すること。

#### (3) 委員（第3条関係）

審査会委員の委嘱、任期、再任等を規定すること。

#### (4) 会長（第4条関係）

会長の選任方法、職務等について規定すること。

#### (5) 審査会の調査権限（第5条関係）

改正法第74条に規定する審査会の調査権限の他に、既存の北はりま消防組合情報公開・個人情報保護審査会の調査権限を加えること。

#### (6) 会議（第6条関係）

会議の招集、定足数及び会議の非公開について規定すること。

#### (7) 守秘義務（第7条関係）

委員の守秘義務について規定すること。

#### (8) 庶務（第8条関係）

審査会の庶務を行う部署について規定すること。

#### (9) 委任（第9条関係）

その他審査会に関し必要な事項は、規則で定めることを規定すること。

#### (10) 附則

ア 施行期日について規定すること。（附則第1項関係）

## 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定（要旨）

### 1 制定理由

平成26年6月に公布された行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「改正法」という。）において、公正性や利便性の向上等の観点から、審理員制度の導入、行政不服審査会への諮問手続の導入、不服申立ての手続を審査請求に原則一元化、審査請求期間が60日から3箇月に延長されるなど、これまでの行政不服審査制度が抜本的に見直され、平成28年4月1日に施行されることに伴い、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号。以下「整備法」という。）により関係する法律が改正されることとなった。

このような行政不服審査制度を全面的に見直すための改正法、整備法を受けて、当組合においても条例を改正する必要性が生じたため、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定し、所要の改正を行うもの。

### 2 制定内容

- (1) 北はりま消防組合行政手続条例の一部改正（第1条関係）  
用語等の整理をすること。
- (2) 北はりま消防組合情報公開条例の一部改正（第2条関係）及び北はりま消防組合個人情報保護条例の一部改正（第3条関係）
  - ア 不作為事件についても審査会の諮問対象に追加すること。
  - イ 改正法における審理員による審理手続等に関する規定を適用対象外とすること。
  - ウ 諮問先を「北はりま消防組合情報公開・個人情報保護審査会」から「北はりま消防組合行政不服審査会」に改めること。
  - エ 用語の整理を行うこと。
- (3) 北はりま消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正（第4条関係）  
用語の整理をすること。
- (4) 北はりま消防組合特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（第5条関係）  
報酬額を定める別表第1中「情報公開・個人情報保護審査会委員」を「行政不服審査会委員」に改めること。
- (5) 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部改正（第6条関係）  
現行の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の条項を引用しているため、改正法の条項に改めること。
- (6) 北はりま消防組合手数料条例の一部改正（第7条関係）

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整備に関する条例制定（要旨）

1 制定理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号。以下「改正法」という。）が公布され、平成28年4月1日からの施行に伴い、所要の改正を行うもの。

2 制定内容

改正法の施行に伴い、地方公務員法第24条第2項が削られ、第3項以後が繰り上がることから、引用条項の項ずれが生じるため、「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めること。

<改正を行う条例>

- (1) 北はりま消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成23年北はりま消防組合条例第16号） 第1条関係
- (2) 北はりま消防組合職員の給与に関する条例（平成23年北はりま消防組合条例第22号） 第2条関係
- (3) 北はりま消防組合職員等の旅費に関する条例（平成23年北はりま消防組合条例第23号） 第3条関係

3 施行期日 平成28年4月1日

北はりま消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
制定（要旨）

1 改正理由

学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）が平成28年4月1日から施行され、現行の小学校、中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として規定されることに伴い、北はりま消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成23年北はりま消防組合条例第16号。以下「勤務時間条例」という。）について、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

勤務時間条例第8条第1項第2号中の「小学校」の字句に、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む内容に改めること。

3 施行期日 平成28年4月1日

## 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部改正（要旨）

### 1 改正理由

平成27年人事院勧告において、官民の給与較差を考慮して、若年層を重点に給料表の水準の引き上げを行うことを勧告している。

北はりま消防組合においても、これらのことを基本姿勢とし、人事院及び兵庫県人事委員会の勧告、構成市町の給与改正の動向を踏まえ、北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する。

### 2 改正内容

#### (1) 第1条関係 公民較差等に基づく給与水準改定等

ア 民間給与との較差を踏まえ初任給・若年層を重点に引上げをすること。

イ 勤勉手当の支給月数を0.1月分の引上げをすること。

ウ 所要の整理を行うこと。

#### (2) 第2条関係 勤勉手当の支給月数の調整

第1条関係に規定する6月・12月の勤勉手当の支給月数を均等にすること。

### 3 施行期日

(1) 2(1)関係 公布の日（平成27年4月1日から適用）

(2) 2(2)関係 平成28年4月1日

北はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

(1) 第1条関係

被用者年金制度の一元化に当たり、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成27年政令第364号）及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号）が平成27年9月30日に公布され、地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

(2) 第2条関係

労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による年金たる保険給付（以下「労災年金」という。）と同一の事由により厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による年金たる給付が支給される場合の労災年金に乗じる調整率の改定により、地方公務員災害補償法施行令においても調整率が改正されることに伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 第1条関係 併給調整の対象となる年金の種類と調整率（附則第5条第1項及び第2項関係）

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）の施行に伴い、共済年金制度が厚生年金保険制度に統一されるため、年金たる補償と年金たる給付が同一の事由により支給される場合の調整に係る規定を整理し、平成24年一元化法附則第41条第1項及び第65条第1項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金については、厚生年金と同様の性質を有するため、併給調整の対象とすること。

(2) 第2条関係

ア 傷病補償年金と障害厚生年金が支給される場合の調整率の改定（附則第5条第1項関係）

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）による年金たる補償のうち、傷病補償年金と同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を改めること。

イ 休業補償と障害厚生年金等が支給される場合の調整率の改正（附則第5条第2項関係）

地方公務員災害補償法による休業補償と同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を改めること。

3 施行期日

- (1) 第1条関係 公布の日（平成27年10月1日から適用）
- (2) 第2条関係 平成28年4月1日



## 北はりま消防組合火災予防条例の一部改正（要旨）

### 1 改正理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号。以下「対象火気省令」という。）の施行後10年以上が経過し、当初、対象火気省令で想定していなかった設備及び器具が流通してきた現状を踏まえ、対象火気省令の別表が改正され、当該設備及び器具の名称並びに当該設備及び器具に係る離隔距離に関する規定が追加されたことに伴い、火災予防条例についても、別表第3に当該設備及び器具の名称並びに当該設備及び器具に係る離隔距離を追加する。

### 2 改正内容

- (1) ガスグリドル付こんろを追加し、その離隔距離を定めること。
- (2) 入力5.8Kw以下（一口当たりの入力3.3Kw以下）の電磁誘導加熱式調理器を追加し、その離隔距離を定めること。
- (3) 別表第3に規定する電気こんろ・電気レンジ・電磁誘導加熱式調理器を電気調理用機器に統合すること。
- (4) その他所要の整理を行うこと。

### 3 施行期日

平成28年4月1日

第9号議案

平成28年度北はりま消防組合一般会計予算

平成28年度北はりま消防組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,111,816千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

平成28年2月19日提出

北はりま消防組合

管理者 加東市長 安田正義